

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「法第33条の2の規定により局の業務に係る収入の徴収又は収納事務（以下「徴収事務等」という。）について、私人」を「局の業務に係る公金の徴収又は収納事務（以下「徴収事務等」という。）を法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により指定する者」に改め、同条第2項中「受託者」を「指定公金事務取扱者（地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）」に改める。

第47条第1項中「令第21条の12第2項」を「令第21条の11第2項」に改める。

第49条第2項中「堺市上下水道事業会計用管理者印」を「出納事務用堺市上下水道事業管理者印」に改める。

第50条第1項中「小切手に使用すべき印鑑」を「出納事務用堺市上下水道事業管理者印」に改め、「及び押印」を削除し、同条に次の1項を加える。

- 3 出納事務用堺市上下水道事業管理者印の押印は、出納員があらかじめ指定した者に行わせることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。